

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当
たりときは、そ
の翌日)

目 次

- ◆ 告 示 青少年に有害な図書類の指定
国民健康保険法による療養取扱機関として申出の受理が
あつたものとみなされるもの
国民健康保険法によるその他の都道府県療養取扱機関と
なる旨の申出の受理
結核予防法による医療機関の指定
被爆者一般疾病医療機関の指定
土地改良事業計画の変更の認可
保安林の指定の解除予定(五件)
- ◆ 正 誤 昭和五十九年四月鳥取県告示第三百五十七号中訂正

告 示

鳥取県告示第四百四十二号

鳥取県青少年健全育成条例(昭和五十五年十二月鳥取県条例第三十四号)

第十三条第一項の規定に基づき、同項第一号に該当する青少年に有害な図書類を次のとおり指定したので、同条第二項の規定により告示する。

昭和五十九年六月五日

鳥取県知事 西 尾 昌 次

指定 番号	種 別	図 書		発行 記号等	類 表示された発 行所名
		題 号	種 別		
1451	雑誌その他 の刊行物	グラントビエロス 6th ISSUE 娘嬢嗜好	6	GE- 6-D	海鳴書房
1452	"	LONELY HEART ロンリーハート		EE- ロ7	office JET
1453	"	快楽英語 告白人 愛蔵大百科		ZD- 6-D	佛士曜出版新社
1454	"	THESEX 6・21 CLIPS 6・21		EE- 16	Do 企画
1455	"	陰部腫瘍 強制摘出		ED- 11	テリス出版
1456	"	YOUNG. SEX CLIMAX		ED- 12	DoArt Planning
1457	"	濡れた局部 すみれ色	6・17	EE- 14	Do 企画
1458	"	フェラ性交 外でソチ		EE- 18	テリス出版
1459	"	特写最前線 SM症候群を斬る		TA- 7-D	テリス出版
1460	"	少女白書 痴め狂い		SH- 7-D	トライベジョン
1461	"	GROOMY NIGHT 彼麗妃の姿態		CG- 6-D	海鳴書房

1462	"	美少女愛液まみれし キツクはめて	PU- 7-D	アリス出版
1463	"	挿めまわし 異田美の恋	ED- 78	Do 企画
1464	"	エロスソナーカス 穴を強姦!!	EF- 7-D	御アツナル社
1465	"	月刊イイゾ 月精液ごっくん	EY- 6-D	アリス出版
1466	"	春なのに... 自慰	ZS- 6-D	御土曜出版新社
1467	"	熱い誘惑	EE- 47	office JET
1468	"	陰部まきぐり もしも明日が...	ED- 73	Do 企画
1469	"	挿めぐあい 貫つめて下さい	ED- 77	アリス出版
1470	"	ザ・コック 欲しがる17歳	ZC- 6-D	ロテ出版
1471	"	ALICE スペシャル ぶち込む肉姦愛	AS- 7-D	アリス出版
1472	"	ゾラツシム 異常性行為	FC- 6-D	土曜出版新社
1473	"	禁断の女	EE- 37	JOKER'S
1474	"	夢精遊戯 マソトルのぞき	MU- 6-D	アツナル社
1475	"	SODOM ソドム 根元まで挿めさせて	SS- 7-D	御アリス出版
1476	"	新入生犯しコンパ CAMPUS GAL	EE- 48	セイソント企画
1477	"	月刊ラム 絶頂!!指技で女性性感責め!!	LM- 7-D	アツナル社

1478	"	マリソルールの腫	EE- 70	office JET
1479	"	粘膜破り 梅毒の初体験	ED- 76	アリス出版
1480	"	Hheel VIOLENCE SM	HH- 7-D	土曜出版新社
1481	"	お姉さまの淫臭股!! 姉の淫臭股	EP- 7-D	アツナル社
1482	"	SUGAR 悦楽舌戯	SG- 7-D	トライビジョン
1483	"	ストライプ	EC- 70	office JET
1484	"	悦楽実話 女の下着 告白人	ZD- 4-D	御土曜出版新社
1485	"	なかよし	EB- 76	office JET
1486	"	LOVE・STEP ラブステップ	EB- 77	office JET

鳥取県告示第四百四十三号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十七条に規定する療養取扱機関として同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十九年六月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

療養取扱機関名 なりさだ歯科医 院	所 在 地 米子市西三柳三〇〇一	申出の受理の年月日 昭和五十九年五月八日
岡 本 医 院	鳥取市津ノ井二五八一二	〃

鳥取県告示第四百四十四号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十七条第五項の規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出を受理したので、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十九年六月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

療養取扱機関名 なりさだ歯科医 院	所 在 地 米子市西三柳三〇〇一	申出の受理の年月日 昭和五十九年五月八日
〃	全国	〃
岡 本 医 院	鳥取市津ノ井二五八一二	〃

鳥取県告示第四百四十五号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

昭和五十九年六月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

医療機関名	所 在 地	指 定 年 月 日
岡 本 医 院	鳥取市津ノ井二五八一二	昭和五十九年五月二十一日

鳥取県告示第四百四十六号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）第十四条の三第一項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関を次のとおり指定したので、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則（昭和三十二年厚生省令第八号）第二十二条において準用する同規則第十二条の規定により告示する。

昭和五十九年六月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
岡 本 医 院	鳥取市津ノ井二五八一二	昭和五十九年五月十九日

鳥取県告示第四百四十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の第三第五項において準用する同法第四十八条第七項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、関金町が行う土地改良事業（地区再編農業構造改善事業掘地区農地造成）に係る土地改良事業計画の変更を昭和五十九年五月三十日認可したので、同法第九十六条の第三第五項において準用する同法第四十八条第九項の規定により告示する。

昭和五十九年六月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第四百四十八号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十九年六月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡日南町上萩山字新田山四八六の九（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び日南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第四百四十九号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十九年六月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡三朝町大字俵原字丸山頭（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第四百五十号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示す
る。

昭和五十九年六月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡河原町大字北村字袖小屋ヨリ門口迄九三四の一三二・九三四の
一三三・九三四の一三四・九三四の一三六・九三四の一三八・九三四の
一三九（以上六筆について、次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び河原町
役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第四百五十一号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示す
る。

昭和五十九年六月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡日野町津地字峠谷西平一〇二九の二三から一〇二九の二七まで、
一〇三〇の三

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

鳥取県告示第四百五十二号

次のように保安林の指定を解除する予定であるから、森林法（昭和二十
六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十九年六月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡河原町大字北村字袖小屋ヨリ門口迄九三四の一三三・九三四の
一三四・九三四の一三八・九三四の一三九（以上四筆について、次の図
に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

公衆の保健

三 解除の理由

林道用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び河原町役場に備え置いて縦覧に供する。)

正

誤

昭和五十九年四月鳥取県告示第三百五十七号(字の区域の新設等について)中次の箇所誤りがあつたので、訂正する。

頁 段

誤

正

一 下

大字国中字鰻田

大字国中字鱧田

一 下

大字米岡字鰻田

大字米岡字鱧田

二 下

大字国中字上欠ヶ揚

大字国中字上欠ヶ揚

二 下

大字米岡字上欠ヶ揚

大字米岡字上欠ヶ揚

三 上

大字米岡字上欠ヶ揚

大字米岡字上欠ヶ揚

三 下

大字米岡字鰻田

大字米岡字鱧田